

## 連携中枢都市圏構想とは？

### ■「連携中枢都市圏構想」について

連携中枢都市圏構想は、相当の規模と中核性を備えた中心都市が、近隣の市町村と連携し

- ア 経済成長のけん引
- イ 都市機能の集積・強化
- ウ 生活関連機能サービスの向上

に取り組むことで、人口減少社会にあっても、一定の圏域人口を有し、活力ある地域経済を維持していくことを目的としています。

中心都市（「連携中枢都市」）と近隣の市町村とは、「お互いの強みを生かし、弱みを補って」取り組む事業を柔軟に取り決めて連携します。

### ■「連携協約」について

平成26年5月の改正地方自治法に盛り込まれた、「新たな広域連携」の制度で、連携する内容を自由に協議し、連携中枢都市と連携する市町村とが1対1で締結するものです。

連携協約を締結することは、連携する市町村間で政策合意を行い、その政策を実行する義務を負うことになり、圏域として政策を継続的かつ安定的に推進できるようになります。なお、連携協約の締結には連携する市町村それぞれの議会の議決が必要となります。

### ■ 連携中枢都市圏構想（連携協約による「新たな広域連携」）の特長について

連携協約による「新たな広域連携」の主な特長は以下のとおりです。

#### 【① 政策面での役割分担等についても自由に盛り込むことが可能】

一部事務組合や広域連合は、主に事務を共同処理するための枠組みであるのに対し、「新たな広域連携」は政策面での基本的な方針や役割分担を定めることが可能であり、自治体の独自性を担保しつつ政策を共有できます。

#### 【② 別組織を作らない、より簡素で効率的な仕組みとすることが可能】

一部事務組合や広域連合は、構成自治体とは別の地方公共団体であるのに対し、「新たな広域連携」は連携協約を締結した自治体自らの事業として迅速に連携することができます。

#### 【③ 1対1で連携協約を締結】

「新たな広域連携」は複数の自治体が広域連携を行うにあたり、合同ではなく、1対1で連携協約を締結します。そのため、自治体ごとに異なる事業で柔軟に連携することが可能です。

#### 【④ 自治体間の安定的な連携】

首長間の合意だけでなく議会の議決を必要とするため、継続的に安定した連携が図れます。そのため、企業等も安心して事業に参加することができます。

#### ■ 連携中枢都市圏を形成するメリットについて

連携中枢都市圏構想の特長を生かして連携すると

- ◆ 連携する自治体の政策の効果が、圏域内で相乗的に高まる。
- ◆ 単独ですべての行政サービスを提供するという「フルセットの行政」から脱却できるようになることで、連携する自治体の独自性を担保しつつ、圏域住民全体のサービスの向上・福祉の増進につながり、より住みやすく魅力的な地域を創生することができるものと考えています。

#### ■ 国からの財政支援について

次のような国からの財政支援があります。(主なもの)

##### 【連携中枢都市に対して】

取組内容	措置項目	措置内容
ア 経済成長のけん引 イ 高次の都市機能の集積・強化	普通交付税	圏域の人口に応じて算定 (例) 圏域人口 75 万人の場合、約 2 億円
ウ 生活関連機能サービスの向上	特別交付税	対象経費の 8/10 (年間 1.2 億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定)

##### 【連携する市町村に対して】

取組内容	措置項目	措置内容
上記ウの取組に加え、アとイに資する取組	特別交付税	対象経費の 8/10 (1 市町村当たり年間 1,800 万円を上限)

#### ■ 中心市だけが発展することへの懸念について

地域の中核都市である郡山市が圏域の経済をけん引していくことは、郡山市の発展はもとより、近隣市町村への波及効果を通じて圏域内の経済循環が高まり、圏域全体の活性化や魅力の向上につながるものと考えます。

圏域全体が活性化しその魅力を高めることは、大都市圏への人口流出を抑えるダムとして機能するとともに、近隣市町村が独自に行う事業(例えば産業振興や移住・交流促進事業等)においてもアドバンテージになるものと考えています。

## ■ 合併への懸念について

総務省が制定した「連携中枢都市圏構想推進要綱」(以下「要綱」という。)において、「市町村合併を推進するためのものではない(第1(2))」とされています。むしろ合併によらず市町村の独自性を担保しつつ、圏域の活性化と地域の実情に応じた住民サービスの維持・充実を図るため、柔軟な連携ができる仕組みとなっています。

## ■ 連携協約の期間について

要綱においては、連携協約の期間について、「宣言連携中枢都市とその連携市町村の連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めないものとする(第5(2))」とされています。

本圏域においても要綱の規定に準じ、連携協約の期間は定めていません。

## ■ 連携中枢都市圏の枠組み(範囲)について

連携中枢都市圏の範囲について、要綱において、「宣言連携中枢都市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村であることが望ましい。関係市町村において、これに該当するか否かは自主的に判断するものとする。(第5(1))」とされています。

これらを踏まえ、本圏域の場合、福島県県中地方の12市町村に、二本松市、本宮市、大玉村、磐梯町、猪苗代町の5市町村を含めた17市町村によって圏域を設定し、「こおりやま広域連携中枢都市圏」を形成しています。

## ■ 連携中枢都市圏を形成するために必要な手続きについて

要綱では、次のような手続きを定めています。

### ①連携中枢都市宣言

連携中枢都市が、圏域全体の経済をけん引し、住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思を表明するもの。

### ②連携協約締結

連携中枢都市と、その近隣の1の市町村が、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるため、目的、基本方針、連携する取組等の事項について、それぞれの市町村における、議会の議決に基づき締結するもの。

### ③連携中枢都市圏ビジョン策定

連携中枢都市圏の中長期的な将来像、連携協約等に基づき推進する具体的取組を記載するもの。

## ■ 住民意見等について

要綱の第6（2）において、連携中枢都市圏ビジョンの策定に際しては、民間や地域の関係者の意見等を聴くことを目的とし、連携中枢都市が協議・懇談の場を設けることが定められています。

本圏域においても、「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」を立ち上げております。懇談会は、産業、大学・研究機関、金融機関、医療、福祉、まちづくりなど多くの分野からのメンバーで構成され、意見や提案を広く聴取し、これを「こおりやま広域連携中枢都市圏ビジョン」に反映させています。

さらに、パブリックコメント等により、圏域住民へ周知を図るとともに、意見を求める方法も取り入れています。

## ■ 福島県との関係について

要綱においては、県との関係について「特に、産業振興、医療、地域公共交通、インフラの整備等都道府県が担任する事務について、連携中枢都市圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図ることが期待される。（第8（1））」とされており、これが基本的な考え方になります。

こおりやま広域連携中枢都市圏は、福島県の県中、県北、会津地方振興局にも会議にオブザーバーとして参加していただき、情報共有を図っているところです。

市町村と県とがその特性等を生かした適切な役割分担のもと、引き続き県とも連携を深めていきたいと考えています。